

伊勢崎地方卸売市場のあり方に関する報告書

令和4年3月29日

伊勢崎地方卸売市場のあり方検討委員会

1. はじめに

(1) 検討の対象について

本検討委員会では、検討の対象を「卸売市場」としている。卸売市場は、下記の卸売市場流通の模式図に示すような事業者で構成されることが一般的である。

そして卸売市場の中心的存在は、卸売業者と仲卸業者であり、特に卸売業者の存在（機能）が大きな意味を持ってきた。

注：卸売市場の性質変化について

卸売市場法制定時（昭和46年）は、卸売業者が産地・生産者から集荷し、仲卸業者は実需者に分配、実需者は消費者に販売という役割分担が明確で、生産地から消費地まで流通ルートが画一的であった。

現在は、小売業界の構造変化、消費者ニーズの変化を背景として、流通ルートが多様化している。例えば仲卸業者のスーパー経営への進出や卸売業者や仲卸業者による市場外の子会社（飲食業や小売業など）を通じた流通なども行われており、制度と実態が乖離している状況にある。

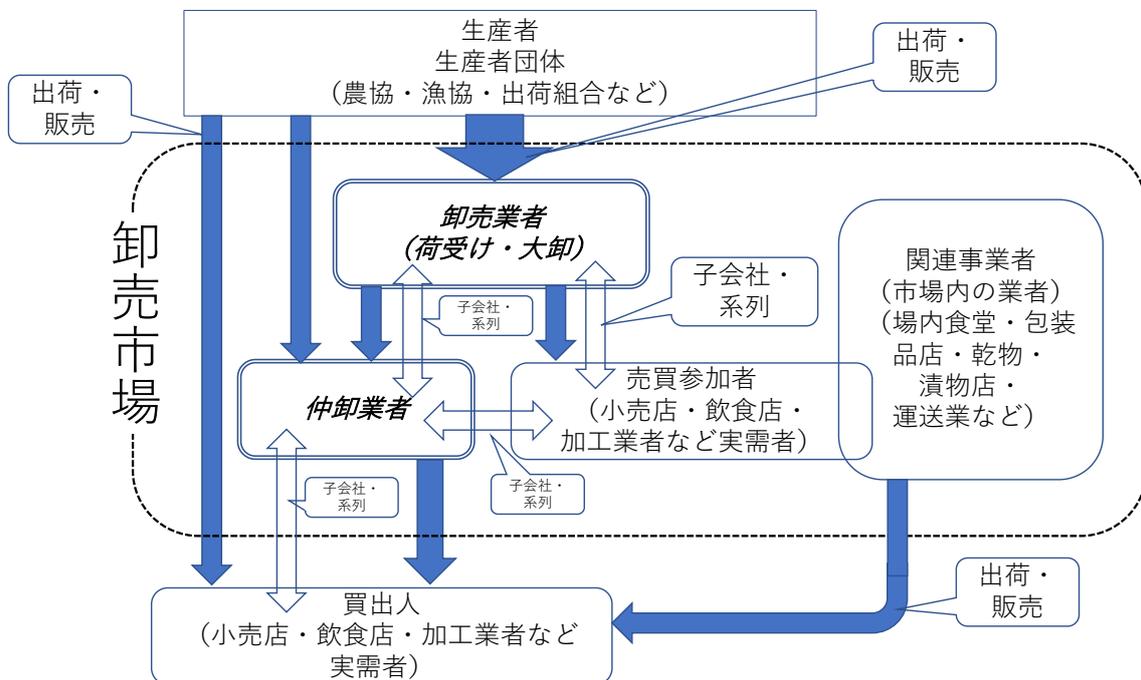


図 卸売市場流通の模式図（委員長作成）

(2) 検討の前提

・土地・建物は伊勢崎市の所有であるが、伊勢崎地方卸売市場は民営化され、民間企業（(株)伊勢崎地方卸売市場）が開設者かつ運営者である。

(注：卸売市場は公設に限定されていない)

・現在の伊勢崎地方卸売市場の建物は耐震基準を満たしておらず、早急に耐震改修（補強工事・建替え）が必要である。

・市場施設における修繕、維持管理、保全及び改良などで要する経費は全て(株)伊勢崎地方卸売市場の負担としている。耐震改修は必要とする者が行うものである。

・(株)伊勢崎地方卸売市場が単独で高額な耐震改修費用を負担することは難しいことから、(株)伊勢崎地方卸売市場が公的な支援を求める点は理解できる。

・一方、民営している施設に公的な支援を行う場合には、慎重な判断が必要である。

2. 検討のポイント

1. 公益性 2. 必要性 3. 持続性 4. 将来性

○4つの検討ポイント意味

前項で指摘のとおり(株)伊勢崎地方卸売市場は、民間企業が開設者であってその整備・運営は開設者の責任において行われるのが本来の形である。

しかし、一般に卸売市場には公益性を備えることが多いため、その整備に国・自治体からの支援（公的資金による補助）が行われる場合がある（例えばこれまでの土地建物無償貸付契約は、卸売市場の公益性を鑑みて行われてきた）。

この4つのポイントによって、公的資金を投入する上で市民から投入への理解（公益性）が得られるのか、伊勢崎地方卸売市場の必要性、市民生活への影響の程度、持続性や将来性があることを具体的に確認する必要がある。

これら4つを要点として、委員会では各委員からの意見聴取および議論を行った。次節にその内容を示す。

3. 委員会での検討内容と意見

視察に際しての意見まとめ

- 昭和 57 年開設から 39 年が経過した建物であることから建物施設は全体的に老朽化していると感じた。
- 視察時間帯は稼働している状況ではなかったが、約 18,000 m²の建物施設を全て有効的に利用している状況ではないと見て取れた。
- 懸案事項である耐震問題については、主な耐震不足箇所としている中央棟部には、電気室や高架水槽があり設備機能が集中している箇所となっているなどから、耐震化について中央棟部分を切り離して考えるのは難しいと思われる。
- 施設の老朽化などの点からも耐震補強をするよりも、(株)伊勢崎地方卸売市場からの要望にもあるように建替えをするほうがよいと感じ取れた。
- 青果卸売場については、主に量販店向けの取引きであることから荷捌きの場として使用され、物流センター型の市場と見て取れた。
- 水産卸売場については、倉庫的に使用しているとのことであった。

耐震強度不足に関する意見まとめ

- 耐震診断結果から、「人命の安全確保が図られるもの」とする基準 (I_s 値 0.6) を下回る建物であることから、安全確保が図れないと承知している建物について、何も対策をしないまま市は建物を貸付するべきではないと考える。
- 耐震不足の卸売市場を使用する場合には、耐震補強か施設を取り壊して新たに建替えをする施設整備が必要となるが、老朽化等の問題から建替えの方がよいと思われる。
- 施設整備には高額な費用がかかると見込まれることから、費用負担の問題がある。

費用負担に関する意見まとめ

- (株)伊勢崎地方卸売市場は、高額な費用負担による施設内利用者の使用料を値上げすることになった場合には、撤退あるいは廃業となる事業者が多数となるため、市場としての機能を失い事業が停止するとしている。
- 高額な費用負担が生じた場合、水産の卸売業者は経営が成り立たなく撤退する意向であるとしている。
- (株)伊勢崎地方卸売市場は、市が建物を建てるべきと考えており、市に対して補助を求めている。
- 伊勢崎地方卸売市場は民営であり、(株)伊勢崎地方卸売市場が開設者となっている。
- 市としては、民営化している卸売市場に対し、安易に支援などはできないとしている。

施設整備に関する意見まとめ

- 卸売市場の施設整備については、耐震性能をいかにして保つかという部分と、さらに国の補助金を利用する場合であれば施設の高機能化等は避けて通れないことになる。
- 基本的には施設を使用するなど必要とする者が整備せざるを得ないというように考えられる。

市の支援に関する意見まとめ

- 市が何かしら支援するという場合には、費用負担における金額についての折り合いではなく、市民の皆様が納得できるような説明がなければ市の支援はできないものと考え、それには伊勢崎地方卸売市場の公益性、必要性、持続性、将来性をもって判断できるものと言える。

公益性、必要性に関する意見まとめ

- 特定の企業、団体および個人に益することではなく、広く公共（本検討委員会では具体的に伊勢崎市民）に益することが求められる。
- 国は卸売市場の位置づけ、求められる機能について示している。卸売市場の持つ機能から見れば、卸売市場は公益性、必要性は認められ期待されるものである。
- 食品流通の安定は、市民生活にとって重要であり卸売市場がその安定に機能することが期待されている。
- (株)伊勢崎地方卸売市場の市場運営や取引状況等に関する資料等や施設の使用状況を見ると、市場内で小売店や飲食業者等との取引を多く行う販売型の市場とは違い、量販店を中心とした物流センター型の市場と言える。
- 市場内事業者との取引量の減少などを見ても、卸売市場に関係する出荷者、あるいは小売店、飲食店、さらに消費者としての市民に至るまで、(株)伊勢崎地方卸売市場が直接的に伊勢崎市民の食生活に大きな影響を与えているとは言い切れない。
- 青果については、全国的な卸売業者である長野県連合青果(株)が伊勢崎市場から撤退となったが、高崎市場に移転して事業を続けるため、全国的な青果卸売業者との取引としては充足できると思われる。
- 水産については、現卸売業者が近隣にコールドチェーンなどを配備した高機能施設を既に保有しており、伊勢崎地方卸売市場の施設以上に需要者のニーズに応えることが現状でもできている。
- 伊勢崎地方卸売市場は、昭和 57 年（1982 年）に伊勢崎・東流通団地計画により当時、4 市場が統合して業務を開始した経緯がある。市場の統合再編は歴史的に見ても社会経済環境の変化に対応する形で行われてきた。
- 全国的に見ても卸売業者などの統合等が行われ、卸売市場の再編が進んでいる現状が見受けられる。
- 出荷や消費の形態そのものが大きく様変わりしていることから生鮮食料品の流通には、非常に大きな影響を直ちに与えるようなものではないと思われる。
- 仮に伊勢崎地方卸売市場が廃止になった場合には、卸売市場機能の代替を求めることになる。代替については、実際に卸売市場を利用している方の距離的な利便性は損なわれるが、近年の道路交通網の整備による広域性からも、約 15 k m 圏内に複数ある近隣の卸売市場などの代替性は高いと言える。そのため高額な費用負担を考えると、代替もやむを得ない。

- 伊勢崎地方卸売市場については、卸売市場の機能を代替できるものが他にあることから、市が高額な公的費用を負担することが、広く伊勢崎市民にとって利益があるものとは言い切れない。

持続性、将来性に関する意見まとめ

- 全国的な市場経由率の減少、(株)伊勢崎地方卸売市場の取引量の減少、市場関係事業者などの高齢化や後継者不足の問題がある。
- 青果については、全国的な青果卸売業者である長野県連合青果(株)が伊勢崎市場から撤退し、青果卸売の状況が不透明となっている。
- 水産については、現状の水産の卸売業者は5年後には更に衰退していくと予想できると言っている。
- 施設整備には施設の高機能化や統合による集荷量増大、再編に伴う施設整備によるトラック物流の効率化で市場機能強化等、国の補助金要件をみても、将来性が求められている。いずれにしても施設整備には高額な費用負担が必要となる。
- (株)伊勢崎地方卸売市場から示された整備計画や将来ビジョンは、卸売市場として今後20年、30年と継続していける具体的な保証となる将来性・持続性の解決には至らなかった。
- 持続性、将来性に不安があり、費用対効果の面でも大いに懸念される場所である。

総合的な意見まとめ

- 今後、現状の耐震不足の建物をこのままでは使用し続けることはできない。
- 建替え等の施設整備にかかる費用について、(株)伊勢崎地方卸売市場は高額な費用負担はできないとしている。
- 卸売市場の公益性、必要性は認められ期待されるものであるが、伊勢崎地方卸売市場が直接的には伊勢崎市民の食生活にとって大きな影響を与えているとは言い切れない。

- 持続性、将来性に対しては不安要素があるため、施設整備に係る高額な費用を費やすことに対する費用対効果には懸念がある。
- 近隣の卸売市場などの代替性も可能と判断でき、高額な費用負担を考えると代替もやむを得ない。
- 市が公費を投じることに対する、市民の皆様の納得できる公益性・必要性・持続性・将来性についての説明が十分にできない。
- 市は、卸売市場施設の貸付について行わないことはやむを得ないと言える。

付帯意見について

- 伊勢崎地方卸売市場のあり方を検討してきたが、生鮮食料品流通の今後については、佐波伊勢崎農業協同組合や伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会などと協力し、伊勢崎市の農業、商業の発展のために更なる活性化を望む。

伊勢崎地方卸売市場のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体等	役職	備考
1	齋藤 文信	高崎健康福祉大学 農学部 准教授	委員長	学識経験を 有する者
2	金井 勇樹	弁護士		
3	重田 茂	佐波伊勢崎農業協同組合 代表理事副組合長	副委員長	関係団体を 代表する者
4	三井 秀之	伊勢崎商工会議所 専務理事		
5	新井 文男	群馬伊勢崎商工会 事務局長		
6	小林 恵一	JA 佐波伊勢崎園芸協議会 会長		生産者を 代表する者
7	塩谷 浩章	JA 佐波伊勢崎農畜産物直売協議会 会長		
8	中田 育代	伊勢崎市くらしの会 会長		市民団体を 代表する者
9	桐生 厚子	伊勢崎市食生活改善推進協議会 会長		